

2 共通事項
この経営管理権集権計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理権受益権は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるとところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び保育(以下「伐採等」という。)を実施するものとする。

(2) 受託者の義務

乙は、自己の財産に対する同一の注意義務をもつて経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にあたる立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集権計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払いを受ける権利)が、それぞれ設定される。
乙に設定された経営管理権は、この公告の後ににおいて当該森林の森林所有者となつた者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められたものを除く。)に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集権計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

アイ 甲が当該森林に係る手段により立木を有しなくなった場合

ア 甲が当該森林により立木を有する権原を有しなくなったときは(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、この経営管理権集権計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集権計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立ち入り及び施設の利用等

① 乙は、(1)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に隨時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ちらせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができ。② 乙は、(1)に掲げる事項の実施のために必要があるときは、当該森林内に路網その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認められる場合には、かつ第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(8) 災害等による経営又は管理の不実施
次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部または全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部または一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となつたとき

③ 当該森林の土地が公用、公用又は公益事業の用に供されるとき

(9) 傷害の賠償

① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときは、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。

(10) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払いは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(11) 甲の通知および届出

- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
- ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。

(12) その他
この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。